

紀宝町空家等対策計画に基づく 取組状況について

1. 空家等の発生抑制

居住している段階から空家等にならないような意識づけを行い、適切な維持管理を求めます。また、移住の際には従前住居の継続的な管理を促す働きかけを行い、空家等の発生を抑制します。

- ・ アンケート等による空家等の所有者等意向の把握
令和3年10月、鵜殿、成川、神内地区における水道引込情報等をもとに抽出した空き家等の可能性がある物件（67件）を対象に調査を実施
- ・ 固定資産税通知書へのチラシ同封、広報きほう、ホームページ等を活用した情報発信
- ・ 木造住宅耐震診断事業の促進
- ・ 木造住宅耐震補強等補助事業の促進

2. 空家等の適正管理の促進

町民や所有者等に対して適正管理に向けた啓発や情報提供を行うとともに空家等相談窓を設置し、空家等の適正管理の促進に努めます。

- ・ アンケート等による空家等の所有者等意向の把握
- ・ 固定資産税通知書へのチラシ同封、広報きほう、ホームページ等を活用した情報発信
- ・ 相談窓口の設置

3. 空家等の利活用の促進

空家等のまま放置せず利活用が促進するよう、空き家バンク制度の充実などにより建物の賃貸・売却の促進を支援します。

- ・ 空き家バンク制度
- ・ 空き家リノベーション支援事業
- ・ 都市部（移住相談会等）での空家等情報の提供
- ・ 木造住宅建設促進対策事業（新築、増築の場合）

4. 管理不全空家等の解消の促進

管理不全の空家等については、所有者等への適正管理や除却に向けた注意喚起を行います。また、周辺への影響や危険等の切迫性が認められた場合は、空家特措法に基づき特定空家等に認定し、その所有者等に対する行政指導や行政処分も念頭に対応します。

- ・ アンケート等による空家等の所有者等意向の把握
- ・ 空家等の所有者等への支援制度等の情報提供、助言
- ・ 建物解体助成事業の促進
- ・ 空家等に付随する草木繁茂苦情に対する指導及び助言